

社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会 令和3年度事業計画

令和3年度においても引き続き国、県等の指示に従い、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組みを、法人本部と各施設が連携し実施します。

社会福祉法等の一部を改正する法律が、平成29年4月1日から施行され、4年が経過しました。

この度の法律改正は、定款の大幅な変更を伴うもので、本法人としては、引き続き新定款に沿った新たな対応に努め、経営組織のガバナンスの強化を図っていくとともに、事業運営の透明性の向上に努めることとしています。

そういう中であって、令和元年度の決算において、社会福祉充実残額が発生し、令和2年度を初年度とする社会福祉充実計画の実施を求められることとなったため、書面による理事会及び評議員会を令和3年1月に開催し、かねてより懸案事項であった愛命園避難施設の建設の承認を得たところです。

愛命園の避難施設の建設は、令和2年度を初年度として令和4年度までの3か年で実施します。

令和元年の6月に「読書バリアフリー法」が成立し、施行されたことを受けて、点字及び録音図書のより一層の充実を、日本視覚障害者団体連合(以下「日視連」という。)と連携のうえ、引き続き国に要望していく必要があります。

また、あん摩師等法第19条に係わる裁判については、令和元年12月16日に東京地裁、令和2年2月25日に大阪地裁、令和2年6月8日に仙台地裁において、あん摩師等法第19条が、視覚障害者の生活維持を目的としている点において、未だその必要性は失われていないとし、憲法第22条第1項の職業選択の自由などの憲法違反という原告の請求を棄却しました。原告はそれぞれの高裁に上告したため、引き続き日視連を中心とした活動が必要です。

障害者差別解消法が施行され5年目を迎えることとなり、日視連を中心に全国の視覚障害者団体が連携して、視覚障害者に対する不当な差

別的な取り扱いの解消、合理的配慮の実施に向けた取り組み、特に、民間企業における合理的配慮の義務化についての取り組みを引き続き推進していく必要があります。

更に、視覚障害者の就労や社会参加のより一層の促進を図るために、駅ホームの転落防止柵の設置や、音響式信号機、エスコートゾーンや点字ブロックの増設など、バリアフリー対策のより一層の推進が必要です。

また、音響信号機については、稼働時間の柔軟な対応を要望していく必要があります。

このような状況のもと、本連合会としては、県内の視覚障害者の福祉増進の担い手として、地域、社会に貢献する活動を展開しながらその役割と使命を果たしていくこととしています。

令和3年度においては、次に掲げる重点項目により、事業を推進します。

1 重点項目

(1) 法人本部

地域生活支援事業は、自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じてこれを実施することとしている。支部団体においては、障害者福祉行政の実施主体が各市町に移っていることから、関係する市、町や、その社会福祉協議会に対して、必要とする地域生活支援事業の実施について、強く要請し、これを実施して実績を作っていただきたい。

令和3年度に法人本部が実施する地域生活支援事業の内容は、次のとおりである。

① 点字による即時情報ネットワーク事業

日視連から視覚障害者に関する情報や、日々の国内外のニュースが毎日送信され、これを専用のパソコンにより点訳し、点字プリンターで打ち出し、希望する視覚障害者に発送する。

② 身体障害者補助犬育成事業

広島県から本連合会が委託を受け、昨年度に引き続き令和2年度も、補助犬(盲導犬)を希望する視覚障害者に対して、1頭の貸与を実施する。

③ 点訳・音訳奉仕員養成事業

広島県から当連合会が委託を受け、視覚障害者のための読書環境を整え、福祉の増進を図るため、点訳・音訳奉仕員養成事業を実施する。

(2) 愛命園

① 新事業体系への移行による障害者支援施設などの事業運営の定着化

愛命園の入所者の盲重複障害の重度化、高齢化に伴い、療護対象者が増加していることから、愛命園は、平成19年4月1日に新事業体系に移行した。

これからは、障害者支援施設、障害者福祉サービス事業(ショートステイ)、相談支援事業及び日中一時支援事業について、事業運営の充実と定着化を図る。

② 愛命園避難施設の建設

かねてより懸案事項であった愛命園避難施設を、社会福祉充実計画の対象事業として、令和2年度から令和4年度の3か年度事業として建設する。

(3) 広島県立視覚障害者情報センター

平成22年4月1日から「広島県立点字図書館」の名称が、「広島県立視覚障害者情報センター」に改められた。

令和3年度は、令和3年度から始まる5年間の指定管理者として、3期目の1年目を迎える。

引き続き、情報の高度化、多様化に対応し、利用者のサービスの向上に努め、「広島県立視覚障害者情報センター」の管理運営に当たる。

(4) 福山市視覚障害者地域活動支援センター

視覚障害者に対する歩行訓練、日常生活訓練、点字技能訓練、パソコン技能訓練や、サポート、芸術及びスポーツ活動の支援に係る事業について、従来は、「福山市障害者生活訓練等事業所」として限ら

れた活動をしていたが、平成20年度において、中核都市である福山市から同事業に対して新たに相当額の事業補助をすることとされたので、同事業所の名称を「福山市視覚障害者地域活動支援センター」に改め、事業運営の充実を図ってきており、令和3年度においても引き続き事業運営の一層の充実を図る

(5) 地域社会に貢献する活動

当連合会及びその施設としては、地域の人々に施設を広く知ってもらい、また視覚障害者の活動や視覚障害者に対する理解を深めてもらうため、地域社会に貢献する活動の推進に努める。

2 主要行事

(1) 広島県視覚障害者団体連合会 理事会・評議員会

① 第1回理事会の開催

ア 日 時 令和3年6月13日(日)(予定) 13時～

イ 場 所 広島県立視覚障害者情報センター2階会議室

② 定時評議員会の開催

ア 日 時 令和3年6月27日(日)(予定) 13時～

イ 場 所 広島県立視覚障害者情報センター 2階会議室

③ 第2回理事会の開催

ア 日 時 令和3年6月27日(日)(予定)14時30分～

④ 第3回理事会の開催

ア 日 時 令和3年12月5日(日)(予定) 13時～

イ 場 所 広島県立視覚障害者情報センター 2階会議室

⑤ 第2回評議員会の開催

ア 日 時 令和3年12月19日(日)(予定)13時～

イ 場 所 広島県立視覚障害者情報センター 2階会議室

⑥ 第4回理事会の開催

ア 日 時 令和4年3月13日(日)(予定)13時～
イ 場 所 広島県立視覚障害者情報センター 2階会議室

⑦ 第3回評議員会の開催

ア 日 時 令和4年3月27日(日)(予定)13時～
イ 場 所 広島県立視覚障害者情報センター 2階会議室

(2) 日本視覚障害者団体連合全国大会・中国ブロック大会等

① 第50回中国ブロックグランドソフトボール大会(山口県大会)

ア 期 日 令和3年5月15日(土)～16日(日)
イ 会 場 山口県下関市

② 第74回全国視覚障害者福祉大会(岡山県大会)

ア 期 日 令和3年5月24日(日)～25日(火)
イ 会 場 24日 倉敷アイビースクエア
25日 (大会式典) 倉敷市民会館

③ 第67回全国視覚障害者女性大会(鹿児島県大会)

ア 期 日 令和3年9月1日(水)～2日(木)
イ 会 場 鹿児島県鹿児島市

④ 第67回全国視覚障害者青年研修大会(神奈川県大会)

ア 期 日 令和3年9月19日(日)～20日(月)
イ 会 場 神奈川県厚木市

⑤ 第70回日本視覚障害者団体連合中国ブロック視覚障害者福祉大会(広島市大会)

ア 期 日 令和3年9月25日(土)～26日(日)
イ 会 場 広島県広島市